

2020（令和2）年5月27日

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 御中

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（案）」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 西本哲也

〒595-0021 大阪府泉大津市東豊中町1-4-6

三和辻川ビル2号室

いずみおおつ法律事務所

TEL：0725-46-0181／FAX：0725-46-0191

建築物等の石綿調査は、建築物等の解体等の作業における石綿等による健康障害を防止するうえで基本的かつ重要な仕事である一方、特有の知識及び技能が必要とされる難しい仕事である。それゆえ、かかる調査の実施者の質が確保されなければ、建築物等の解体等の作業において、作業者らが石綿粉じんばく露による健康障害の危険にさらされることとなり、同規程の趣旨が没却されることにもなりかねない。

そこで、英国をはじめとする海外の先進事例に倣い、一般建築物石綿含有建材調査者を、公的資格制度とすべきである。そのうえで、単に講習の受講及び講習後の筆記試験による終了考査の合格をもって、実務に従事させることを是認するのではなく、公的機関の管理のもと、実地講習、実地試験を含めた講習内容や試験問題の作成、終了考査の運用、更新制度の導入・運用、罰則の適用など、調査の実施者の質が確保されるよう、実効性のある制度設計とあわせてその厳格な運用が必要である。